

令和2年6月19日

各 位

会津若松商工会議所

新型コロナウイルス感染症への対応について（第六報）

福島県が6月18日に改定した福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策（以下、福島県対策）に基づき、当所対応を下記のようにいたしますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。
なお、感染状況等の変化に応じて、今後、対応を変更する可能性があります。

記

1. 事業実施の前提条件

以下、3つの条件が重なった場での行動・事業実施は避けることとします。

- ①換気の悪い密閉空間 ②人が密集している ③近距離での会話や発声が行われる

（この条件をクリアできる環境でのみ、事業を実施することとします）

<事業等実施にあたっての注意事項>

上記「3つの条件」をクリアするため、以下のとおり対応します。

- ①「換気の悪い密閉空間」

⇒適宜、休憩時間を設け、会場内の換気を行います。

- ②「人が密集している」

⇒出席人数を限定する（随行者の制限）など、会議規模の縮小を行います。

- ③「近距離での会話や発声が行われる」

⇒会場のレイアウトについて、近距離での対面形式は避け、参加者同士の距離が取れるようにします。

2. 当所主催の会議等について

（1）会議、セミナー、講演会等

- ①上記「前提条件」をクリアできない会議・セミナー・講演会等については、中止もしくは延期とします。

- ②議件以外の報告事項や講演の中止または延期など、会議時間の短縮や出席人数の限定による会議規模の縮小を検討します。

- ③参加人数は、福島県対策の「イベント開催制限の段階的緩和」に準じます。

時 期	収容率	人数上限
6月19日から	【屋内】50%以内	1,000人
7月 9日	【屋外】十分な間隔（できれば2メートル）	1,000人
7月10日から	【屋内】50%以内	5,000人
7月31日	【屋外】十分な間隔（できれば2メートル）	5,000人

<開催の際の留意事項>

- ①咳や熱など風邪の症状がある場合には、参加をご遠慮いただきます。
- ②会場での手指消毒の徹底をお願いします。(会場受付等には消毒液を設置)
- ③事務局係員はマスクを着用し、業務に従事します。
- ④マスクの用意がない出席者が希望した場合は、マスクを配布します。

(2) 懇親会・交流会（飲食を伴うもの）

- ・ 飲食を伴う懇親会・交流会の開催は、主催する組織の長（委員長、座長等）の判断によります。

3. 当所事務局の対応について

(1) 出勤について

- ①事務局員本人が、発熱等の風邪症状がある場合は、出勤を見合わせます。(有給休暇扱い)
- ②少しでも体調が良くないと感じた場合、出勤前に検温をするなど、体調管理を徹底します。
- ③事務局員の家族等で発熱等の風邪症状がある場合、必ず総務部長に報告します。

(2) 時差出勤・テレワーク等

- ・ 当面の間、ローテーション勤務を行います。

(3) 出張

- ①不要不急の出張は極力見合わせます。
- ②出張する場合は最小限の人数にとどめます。

(4) その他

①海外への渡航について

- ・ プライベートを含め禁止します。

②接客・打合せ（内部打合せ含む）について

- i) 上記「前提条件」をクリアできない場での実施は不可とします。
- ii) 相手の了解を取った上で、極力電話、メール等を使用するなど、感染防止に努めます。
- iii) 少しでも体調の悪い事務局員は対応しないよう、部署内で調整します。
- iv) マスクの着用、相手との距離を置くなどの対応を行うとともに、時間の短縮を心掛けます。

③会議室・応接ブースの利用について

- i) 会議室を利用する場合、換気のため、可能な限り扉は開放状態にします。
- ii) 利用後は利用者が消毒液を使用して、消毒を行います。

※会議室、応接ブースに限らず、密閉された空間での会議、打合せ、作業等の際は、上記対応を徹底します。

④その他

- ・ 手洗い、手指消毒の徹底、マスクの着用を含む咳エチケット等、個人での感染防止策に努めます。